

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約の公表

平成 23 年度室戸市ごみ不法投棄パトロール委託業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、随意契約を締結したので、室戸市契約規則第 31 条の 3 第 2 項により公表します。

平成 23 年 4 月 1 日

室戸市長 小松 幹 侍

記

(1)物品又は役務の名称 及び数量	平成 23 年度室戸市ごみ不法投棄パトロール委託業務
(2)契約締結日	平成 23 年 4 月 1 日
(3)契約者氏名 (名称) 所在地	社団法人 室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津 26-5
(4)契約金額	次の各号の合計金額 (1) 業務を行った 1 月の合計時間 (分単位) に 1 時間あたり 860 円を乗じた額。 (2) 前号の額に 1000 分の 75 を乗じた額。
(5)契約を決定した理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条に規定するシルバー人材センターであり、提出された見積金額が予定価格内であったため。
(6)契約担当部署名称及 び所在地	室戸市浮津 25 番地 1 Tel0887-22-5126 室戸市役所 市民課
備 考	